

佐賀市事業承継支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の円滑な事業承継を図り、もって本市経済の発展及び活性化に資するため、予算の範囲内において行う佐賀市事業承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 支援機関 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第26条第1項の認定を受けた者であって市内に事務所又は事業所を有するもの、佐賀県事業引継ぎ支援センター及び株式会社日本政策金融公庫佐賀支店をいう。
- (3) 専門事業者 事業承継に関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者が、支援機関による支援を受けて実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 事業承継の業務を専門事業者に委託する事業
- (2) 事業承継後に、譲受企業が譲渡企業の経営者だった者を雇用し、知的資産の引継ぎを行う事業

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内で事業を営む中小企業者のうち、市内に本社又は住所を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国又は本市以外の地方公共団体等において、前条に規定する補助対象事業と同様の事業に対し交付される補助金の交付を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員
- (5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (10) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者
(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1に定めるとおりとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
(実績報告)

第7条 補助対象事業者は、補助申請年度内に、補助事業等実績報告書(規則様式第5号)に別表第2に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
(取組状況報告)

第8条 第3条第1号に規定する事業を実施する補助対象事業者は、補助対象事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度の事業承継に係る取組状況について、翌年度の4月30日までに事業承継取組状況報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、事業承継に係る最終合意契約を締結したときは、当該最終合意契約の締結の日(以下「最終合意契約日」という。)の属する年度までの取組状況報告書を提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
事業承継の業務を専門 事業者に委託する事業 (第 3 条第 1 号関係)	初期診断、課題分析・コンサル ティング、事業承継 (M&A) 計画作成、株価など企業価値算 定、企業概要書作成、M&A 仲 介手数料、M&A マッチング登 録手数料、デューデリジェンス 費用、その他市長が必要と認め る費用	・ 補助率 2 分の 1 ・ 補助上限額 30 万円
事業承継後に、譲受企業 が譲渡企業の経営者だ った者を雇用し、知的資 産の引継ぎを行う事業 (第 3 条第 2 号関係)	譲渡企業の経営者だった者に 支給する人件費 (基本給に限 る。)	・ 補助率 2 分の 1 ・ 補助上限額 月額 10 万円 月数 3 月

(備考)

- 1 第 3 条第 1 号及び同条第 2 号の補助対象事業の 2 つの事業を実施する場合は、補
助上限額を 50 万円とする。
- 2 M&A とは事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じた
ときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 次に掲げる経費は補助対象外経費とする。
 - (1) 消費税額及び地方消費税額
 - (2) 金融機関等への振込手数料
 - (3) 通常の顧問料
 - (4) 成功報酬
 - (5) 役員報酬
 - (6) 個人事業主の場合は、本人と生計を一にする三親等以内の親族の人件費

別表第2（第6条及び第7条関係）

補助対象事業	補助金等交付申請書 添付書類	補助事業等実績報告書 添付書類
事業承継の業務を専門事業者に委託する事業(第3条第1号関係)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業計画書（様式第1号） ②収支予算書（様式第2号） ③支援確認書（様式第3号） ④補助対象経費に係る見積書の写し（委託する業務内容がわかるもの） ⑤法人登記簿謄本（現在事項証明書）又は確定申告書写し ⑥市税完納証明書 ⑦誓約書 ⑧その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業実施報告書(様式第5号) ②収支決算書(様式第6号) ③補助対象事業に係る契約書等の写し ④補助対象経費に係る領収書等の写し ⑤その他市長が必要と認める書類
事業承継後に、譲受企業が譲渡企業の経営者だった者を雇用し、知的資産の引継ぎを行う事業(第3条第2号関係)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業計画書（様式第1号） ②収支予算書（様式第2号） ③支援確認書（様式第3号） ④対象労働者個別表(様式第4号) ⑤譲渡契約書の写し（事業承継がされたことが分かるもの） ⑥法人登記簿謄本（履歴事項証明書）又は確定申告書写し ⑦雇用契約書又は労働条件通知書 ⑧就業規則・賃金規則（常時10人以上の従業員を使用する者） ⑨市税完納証明書（法人（個人事業主）及び被雇用者） ⑩誓約書 ⑪その他市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業実施報告書(様式第5号) ②収支決算書(様式第6号) ③給料支払い確認表(様式第7号) ④賃金台帳の写し